

第 5 期 北海道 障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 1 北海道障がい者条例の施策の推進 担当：障がい者保健福祉課制度G

【目的】

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進める。

【推進施策】

①北海道障がい者条例の施策の推進

【主な取組】

- 1 相談支援体制等の市町村の取組に対する、地域づくりガイドラインを活用した支援
- 2 障がいのある人の権利の実現や社会参加を確保するための社会生活に関する取組

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
	目標値の設定なし			

【工程表】

取組	H30	R1	R2
1	地域づくりガイドラインの改正 地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援
2	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認

とりくみじょうきょう  
【取組状況】

とりくみ 取組	H30	R1	R2
1	ほっかいどうしやう しやじやうれいちいき 北海道障がい者条例地域づくりガイドラインを改正		
	ちいき 地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援を実施	ちいき 地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援を実施	
2	しょうがい者が暮らしやすい地域づくり推進本部において、分野毎の障がい者施策の推進状況を報告	しょうがい者が暮らしやすい地域づくり推進本部において、分野毎の障がい者施策の推進状況を報告	

ひょうか かいぜん  
【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）	
しょうがいがあってもあんしんして地域で暮らすことができる社会づくりのために、しょうがい者条例に基づく各種施策等の取組を全庁一体となって進める必要がある。	
ひょうか（R元年度施策推進審議会での意見）	
ひょうかくぶん 評価区分（※）	しょうがいがあってもあんしんして地域で暮らすことができる社会づくりを目指すためには、のうりんすいさんぎやう れんけい じんけん きやういく ふくしぶんやいがい しさく れんけい じゆうやう 農林水産業との連携、人権、教育など福祉分野以外の施策との連携も重要であることから、しょうがい者条例に基づく各種施策等の取組を全庁一体となってすすめる必要がある。
かいぜん ほうこうせい 改善の方向性（R元年度施策推進審議会での意見）	
かくしゆしさく 各種施策のより一層の連携や情報共有などを図り、今後ともしょうがい者が暮らしやすい地域づくりに向け、全庁を挙げて積極的に取り組む。	

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

令和元年実績・取組について

課題と今後の対応（案）

.

評価（R2年度施策推進審議会での意見）

評価区分

.

改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）

.

令和2年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

.

評価（R3年度施策推進審議会での意見）

評価区分

.

改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）

.

【備考】

第5期 北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	2 権利擁護の推進	担当：障がい者保健福祉課制度G
--------	-----------	-----------------

【目的】  
 北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進する。

- 【推進施策】
- 暮らしづらさを解消するための取組
  - 虐待の防止
  - 差別等を解消するための取組の推進
  - 意思決定支援の推進

- 【主な取組】
- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会における相談・申立の受付並びに協議・あっせん
  - 北海道障がい者権利擁護センターにおける虐待相談・通報の受付
  - 障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催
  - 差別解消道民フォーラムの開催
  - 北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議の開催

【関連する成果目標等】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
目標値の設定なし				

【工程表】

取組	H30	R1	R2
1	14圏域において通年対応	14圏域において通年対応	14圏域において通年対応
2	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施
3	・本庁において司法面接 研修及び施設従事者向け 研修の開催 ・14圏域において市町村 向け研修の開催	・本庁において司法面接 研修及び施設従事者向け 研修の開催 ・14圏域において市町村向 け研修の開催	・本庁において司法面接 研修及び施設従事者向け 研修の開催 ・14圏域において市町村向 け研修の開催
4	札幌市、十勝局、留萌局に て道民フォーラムを開催	空知局、根室局、日高局、 檜山局の4カ所で開催	法改正も予定されているた め、新たな普及啓発の方法を 検討
5	本庁にて適宜開催	本庁にて適宜開催	本庁にて適宜開催

とりくみじょうきょう  
【取組状況】

とりくみ 取組	H30	R1	R2
1	いいんかい どうない きょくのべ 委員会：道内14局で延べ 36回開催 そうだんもうしたてじゆり 相談申立受理 10件	きょくない いいんかい 14局内の委員会において、 そうだんとうつうねんたいおう 相談等通年対応	
2	そうだん つうほうしよりけんすう 相談・通報処理件数 132件 (うち虐待相談44件)	そうだん つうほうしより つうねんたいおう 相談・通報処理 通年対応	
3	しほうめんせつけんしゅう さつぽろ かい ・司法面接研修(札幌：1回) しせつじゅうじしやむけんしゅう ・施設従事者向け研修 (札幌2回、旭川1回) さつぽろ かい あさひかわ かい ・市町村研修(14圏域)	しほうめんせつけんしゅう さつぽろ かい ・司法面接研修(札幌：1回) しせつじゅうじしやむけんしゅう ・施設従事者向け研修 (札幌2回、室蘭1回) さつぽろ かい むらん かい ・市町村研修(14圏域)	
4	どうない かしょ じっし 道内3カ所で開催 るもい おびひろ さつぽろ (留萌、帯広、札幌)	どうない かしょ じっし 道内4カ所で開催 なかしべつ えさし いわみざわ うらかわ (中標津、江差、岩見沢、浦河)	
5	がつ かいさい 11月に開催	がつ かいさい 6月に開催	

ひょうか かいぜん  
【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

かだい こんご たいおう あん  
課題と今後の対応(案)

ぎゃくたいけんすう そうかけいこう じぎょうしや けんしゅうじっし ぎゃくたいぼうし こうかてき しさく すいしん  
虐待件数は増加傾向にあり、事業者への研修実施など、虐待防止に効果的な施策を推進する。  
さべつかいしょう ねんどどうない けんいき じっし のこる けんいき ねんど  
差別解消について、30年度道内3圏域でフォーラムを実施、残る4圏域においては31年度  
かいさい  
に開催する。

また、マスメディア、きょういく れんけい ふきゆうけいはつ じっし  
教育と連携した普及啓発を実施する。

ひょうか がんねんどうしさくすいしんしんぎかい いけん  
評価(R元年度施策推進審議会での意見)

ひょうか区分(※) ぎゃくたいぼうし とりくみ ひ つづ すいしん さべつかいしょうほう ふきゆう  
虐待防止の取組について引き続き推進するとともに、差別解消法の普及に  
む さら こうかてき とりく けんとう ひつよう  
向けて、更に効果的な取組みの検討する必要がある。

**B**

かいぜん ほうこうせい がんねんどうしさくすいしんしんぎかい いけん  
改善の方向性(R元年度施策推進審議会での意見)

令和元年度に全圏域でのフォーラム実施を終えることから、今後の効果的な普及啓発の実施に  
ついて検討する。

ひょうか区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

れいわ ねんじっせき とりくみ  
**令和元年実績・取組について**

かだい こんご たいおう あん  
 課題と今後の対応（案）

ひょうか ねんどし さくすい しんしんぎかい いけん  
 評価（R2年度施策推進審議会での意見）

ひょうか ぶん  
 評価区分

かいぜん ほうこうせい  
 改善の方向性

れいわ ねんじっせき とりくみ  
**令和2年度実績・取組について**

かだい こんご たいおう あん  
 課題と今後の対応（案）

ひょうか ねんどし さくすい しんしんぎかい いけん  
 評価（R3年度施策推進審議会での意見）

ひょうか ぶん  
 評価区分

かいぜん ほうこうせい  
 改善の方向性

ひ こう  
**【備考】**

第 5 期 北海道 障がい福祉計画推進管理票

<p>【推進項目】 3 地域生活支援体制の充実</p>	<p>担当：障がい者保健福祉課制度G、 社会参加G</p>																							
<p>【目的】 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進する。</p>																								
<p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談支援体制の確保</li> <li>② 障がい者の地域生活への移行促進</li> <li>③ 地域生活支援拠点の整備</li> <li>④ 自立と社会参加の促進</li> <li>⑤ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</li> </ul>																								
<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域づくりコーディネーターを活用した地域の相談支援体制の構築に関する市町村への指導・助言</li> <li>2 地域づくりコーディネーターを活用した障がい者が住み慣れた地域での生活の実現に向けた総合的・広域的な支援</li> <li>3 地域生活支援拠点等の整備促進のための圏域会議の開催及び地域づくりコーディネーターによる支援</li> <li>4 障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう市町村を支援</li> <li>5 保健・医療機関等とのネットワークの構築や連携強化</li> </ul>																								
<p>【関連する成果目標等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">目標値</th> <th colspan="3" style="width: 55%;">実績（進捗率）</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">H30</th> <th style="width: 15%;">R1</th> <th style="width: 15%;">R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">地域移行者数</td> <td>352人</td> <td>58人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">施設入所者の減少数</td> <td>187人</td> <td>101人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">地域生活支援拠点の整備</td> <td>21 か所</td> <td>11 か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	目標値	実績（進捗率）			H30	R1	R2	地域移行者数	352人	58人			施設入所者の減少数	187人	101人			地域生活支援拠点の整備	21 か所	11 か所		
項目	目標値			実績（進捗率）																				
		H30	R1	R2																				
地域移行者数	352人	58人																						
施設入所者の減少数	187人	101人																						
地域生活支援拠点の整備	21 か所	11 か所																						

【工程表】

とりにくみ 取組	H30	R1	R2
1	地域づくりコーディネーター と連携した市町村への支援	地域づくりコーディネーター と連携した市町村への支援	地域づくりコーディネーター と連携した市町村への支援
2	地域移行に係るニーズ調査の実施	地域移行に係るニーズ調査の実施	地域移行に係るニーズ調査の実施
	地域づくりコーディネーター と連携した障がい者が地域 で安心して暮らせる体制づく りへの支援	地域づくりコーディネーター と連携した障がい者が地域 で安心して暮らせる体制づく りへの支援	地域づくりコーディネーター と連携した障がい者が地域 で安心して暮らせる体制づく りへの支援
3	未整備圏域への道内や全国の 整備状況や事例の情報提供	未整備圏域への道内や全国の 整備状況等の情報提供	未整備圏域への道内や全国の 整備状況等の情報提供
	圏域会議及び地域づくりコー ディネーターを活用した 未整備圏域における調整	圏域会議及び地域づくりコー ディネーターを活用した 未整備圏域における調整	圏域会議及び地域づくりコー ディネーターを活用した 未整備圏域における調整
4	市町村地域生活支援事業活用 の働きかけ、事業対象項目 等の情報提供	市町村地域生活支援事業活用 の働きかけ、事業対象項目 等の情報提供	市町村地域生活支援事業活用 の働きかけ、事業対象項目 等の情報提供
5	地域づくりコーディネーター を活用した広域的支援や 振興局の地域づくり委員会 を活用した誰もが暮らしやす い地域づくりの推進	地域づくりコーディネーター を活用した広域的支援や 振興局の地域づくり委員会 を活用した誰もが暮らしやす い地域づくりの推進	地域づくりコーディネーター を活用した広域的支援や 振興局の地域づくり委員会 を活用した誰もが暮らしやす い地域づくりの推進

【取組状況】

とりにくみ 取組	H30	R1	R2
1	地域づくりガイドラインや支援方針に 基づき、地域づくりコーディネーター と連携した市町村への支援を実施	地域づくりガイドラインや支援方針 に基づき、地域づくりコーディネータ ーと連携した市町村への支援を実施	
2	各施設に対しての地域移行に係るニーズ 調査を実施	各施設に対しての地域移行に係るニーズ 調査を実施	
	地域づくりコーディネーターと連携し た障がい者が地域で安心して暮ら せる体制づくりへの支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携 した障がい者が地域で安心して暮ら せる体制づくりへの支援を実施	
3	障がい福祉計画等圏域連絡調整協 議会の開催（21圏域 27回） （全国の整備状況及び好事例集の情報 提供）	障がい福祉計画等圏域連絡調整協 議会の開催	
	地域づくりコーディネーターと連携し た市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携 した市町村への支援を実施	

4	市町村地域生活支援事業活用の働きかけ、事業対象項目等の情報提供を実施	市町村地域生活支援事業活用の働きかけ、事業対象項目等の情報提供を実施	
5	地域づくりコーディネーターを活用した保健・医療機関や福祉関係機関との連携を支援	地域づくりコーディネーターを活用した保健・医療機関や福祉関係機関との連携を支援	
	各振興局での地域づくり委員会の開催(36回)	各振興局での地域づくり委員会の開催	

【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応(案)	
障がいのある方の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備がされていない圏域があるため、協議の場の設定や調整を進める必要がある。 整備済みの圏域であっても拠点等が全圏域をカバーしていないなど、整備後の機能の充実に向けた協議を進める必要がある。	
評価 (R元年度施策推進審議会での意見)	
評価区分(※)	地域生活支援拠点等整備の進捗率が目標の半分となっていることから、拠点等の整備に向けた市町村への支援などに取り組む必要がある。
C	
改善の方向性 (R元年度施策推進審議会での意見)	
圏域会議等を活用し整備状況や事例の情報提供を行うとともに、地域づくりコーディネーターと連携し市町村への支援を行う。	

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

■令和元年実績・取組について

課題と今後の対応(案)	
.	
評価 (R2年度施策推進審議会での意見)	
評価区分	
改善の方向性 (R2年度施策推進審議会での意見)	
.	

令和2年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

・

評価（R3年度施策推進審議会での意見）

評価区分

改善の方向性

・

【備考】

第5期 北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 4 意思疎通支援・情報提供の充実 担当：障がい者保健福祉課社会参加G

【目的】

障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーション環境の整備に努めるとともに、誰にとっても有効な情報アクセシビリティの向上を図るため、情報通信機器等に関する情報提供など、普及や利用の促進を図ります。

【推進施策】

- ① 普及啓発・情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

【主な取組】

- 1 障がいのある方の多様な意思疎通手段や手話が言語であること等の道民の理解促進
- 2 視覚障がいや聴覚障がいのある方等への情報提供体制の強化
- 3 多様な意思疎通手段による情報発信
- 4 意思疎通支援者の確保に向けた養成研修の充実などによる意思疎通支援等の強化

【関連する成果目標等】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
	目標値の設定なし		—	—

【工程表】

取組	H30	R1	R2
1	フォーラムの開催等 パンフレット、指針の作成	—	—
2	情報提供等の充実	情報提供等の充実	情報提供等の充実
3	動画の作成、配信 音声コードや点字等による 情報発信	動画の作成、配信 音声コードや点字等による 情報発信	動画の作成、配信 音声コードや点字等による 情報発信
4	手話通訳者養成研修実施	手話通訳者養成研修実施	手話通訳者養成研修実施
	要約筆記者養成研修実施	要約筆記者養成研修実施	要約筆記者養成研修実施
	盲ろう者通訳員・介助員 養成研修実施	盲ろう者通訳員・介助員 養成研修実施	盲ろう者通訳員・介助員養成 研修実施
	失語症者指導者養成事業 実施	失語症者指導者養成事業	失語症者指導者養成・支援者 養成事業

とりくみじょうきょう  
【取組状況】

取組	H30	R1	R2
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムの開催</li> <li>・パンフレット等作成・配布 (音声コード・ルビ・点字・テキスト版で提供)</li> <li>・「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等の配布 (音声コード・ルビ・点字・テキスト版で提供)</li> <li>・「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」の配布 (ルビ・点字・テキスト版で提供)</li> <li>・庁内イントラネット掲示板を活用した手話レッスンを開始</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等の充実検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者情報提供施設の開設</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声コード、ルビ、点字、テキスト版による情報提供</li> <li>・ミニ手話講座「YouTube配信」</li> <li>・「イベント等における情報保障について」動画作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声コード、ルビ、点字、テキスト版による情報提供</li> <li>・ミニ手話講座「YouTube配信」</li> <li>・「イベント等における情報保障について」動画(DVD)配布</li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者養成研修実施 (カリキュラムの充実)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者養成研修実施</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要約筆記者養成研修実施 (受講しやすい研修期間の設定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要約筆記者養成研修実施</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者通訳員・介助員養成研修実施 (カリキュラムの充実)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者通訳員・介助員養成研修実施</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・失語症者指導者養成事業実施</li> </ul>	

ひょうか かいぜん  
【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応(案)

平成30年度に、条例を施行し、普及啓発の様々な取組を行ったところであり、道民の理解促進には継続的な普及啓発の取組が必要である。

「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」は、民間事業者においても社内研修等に活用できるものとなっていることから、指針を有効に活用して普及啓発に取り組む。

また、意思疎通支援部会において、子どもへの普及啓発が必要であるとの意見があることから、普及啓発の方法等について検討を進める。

ひょうか がんねんたびしさくすいしんしんぎかい いけん 評価 (R元年度施策推進審議会での意見)	
ひょうかくぶん 評価区分 (※)	・ 条例の理解促進に向けて、普及啓発の取組の推進が必要である。
B	
かいぜん ほうこうせい がんねんたびしさくすいしんしんぎかい いけん 改善の方向性 (R元年度施策推進審議会での意見)	
. 「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を活用し、普及啓発を進める。	
※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている	

■ 令和元年実績・取組について

かだい こんご たいおう あん 課題と今後の対応 (案)	
.	
ひょうか ねんとしさくすいしんしんぎかい いけん 評価 (R2年度施策推進審議会での意見)	
ひょうかくぶん 評価区分	
かいぜん ほうこうせい ねんとしさくすいしんしんぎかい いけん 改善の方向性 (R2年度施策推進審議会での意見)	
.	

■ 令和2年度実績・取組について

かだい こんご たいおう あん 課題と今後の対応 (案)	
.	
ひょうか ねんとしさくすいしんしんぎかい いけん 評価 (R3年度施策推進審議会での意見)	
ひょうかくぶん 評価区分	
かいぜん ほうこうせい ねんとしさくすいしんしんぎかい いけん 改善の方向性 (R3年度施策推進審議会での意見)	
.	

【備考】

第 5 期 北海道 障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 5 サービス提供基盤の整備	担当：障がい者保健福祉課基盤G、計画推進G
----------------------	-----------------------

**【目的】**  
 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努める。また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型福祉拠点の整備を推進する。

- 【推進施策】**
- ① 住まいの基盤整備の充実
  - ② 日中活動サービスの充実
  - ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実
  - ④ 共生型地域福祉拠点の整備推進
  - ⑤ 地域間格差の縮小
  - ⑥ 施設による支援

- 【主な取組】**
- 1 社会福祉施設整備補助金を活用した基盤整備
  - 2 サービス基盤の整備とその調整
  - 3 共生型地域福祉拠点の整備（地域福祉課）

**【関連する成果目標等】**

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
目標値の設定なし				

**【工程表】**

取組	H30	R1	R2
1 補助金による施設整備	補助金による施設整備	補助金による施設整備	補助金による施設整備
2 圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進
3 共生型地域福祉拠点の整備促進や人材育成、市町村や関係団体等への意識醸成等	拠点の整備促進や拠点間のネットワーク構築、持続可能な拠点での取組の検証、市町村への意識醸成等	拠点の整備促進や拠点間のネットワーク構築、持続可能な拠点での取組の検証、市町村への意識醸成等	共生型地域福祉拠点の整備について、市町村・関係団体との取組を促進

【取組状況】

とりにくみ 取組	H30	R1	R2
1	社会福祉施設整備選定に関する有識者懇談会の開催	社会福祉施設整備選定に関する有識者懇談会の開催	
2	各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整理及び調整の協議(総量規制の協議)の実施(13回)	各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整理及び調整の協議(総量規制の協議)の実施	
3	拠点整備の促進やコーディネーターの養成等を実施 ・共生型コーディネーター(講師養成含む): 47名 ・拠点設置市町村: 160市町村 ・シンポジウム開催: 1回	拠点整備の促進や拠点間のネットワーク構築に向けた取組等を実施。 ・個別相談会: 2回 ・先進事例視察: 2回 ・職員による市町村への個別訪問: 10市町村	

【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応(案)

・社会福祉施設整備補助金に係る国庫補助協議施設の選定に当たっては、国の整備方針を踏まえ、整備区分ごとに圏域の充足率の低いものを優先して行っているが、限られた予算の中ですべての整備要望に応えられていないところ。このため、財源の確保について、国に対し、引き続き、要望を行っていく。

・共生型地域福祉拠点の整備については、既に実施している拠点において、取組の将来展望や資金の確保に対する不安が多いことから、地域で持続可能な取組となるよう、各々の地域特性に合わせ、福祉以外の他分野とも連携した拠点での先進的な取組や課題等を検証し、全道で享受していく。

評価 (R元年度施策推進審議会での意見)

評価区分(※) ・引き続き、計画的な本道における障がいサービスの基盤整備が必要である。

B

改善の方向性 (R元年度施策推進審議会での意見)

・社会福祉施設整備補助金については、今後も引き続き、国に対して財源の確保を要望していく。

・共生型地域福祉拠点の整備について、既に実施している拠点が、地域で持続可能な取組となるよう課題等を検証していく。

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

令和元年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

・

評価（R2年度施策推進審議会での意見）

評価区分

改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）

・

令和2年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

・

評価（R3年度施策推進審議会での意見）

評価区分

改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）

・

【備考】

第 5 期 北海道 障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 6 障がい児支援の充実 担当：障がい者保健福祉課制度G

【目的】  
 発達<sup>はつたつ</sup>の遅れ<sup>おそ</sup>や障がい<sup>しょうがい</sup>のある子ども<sup>こども</sup>に対するサービス<sup>サービス</sup>提供<sup>ていきょう</sup>体制<sup>たいせい</sup>の整備<sup>せいび</sup>や重層的<sup>じゅうそうてき</sup>な地域<sup>ちいき</sup>支援<sup>しえん</sup>体制<sup>たいせい</sup>の構築<sup>こうちく</sup>、地域<sup>ちいき</sup>社会<sup>しゃかい</sup>への参加<sup>さんか</sup>・インクルージョン<sup>いんくろーじょん</sup>（包容<sup>ほうよう</sup>）を推進<sup>すいしん</sup>し、子ども<sup>こども</sup>と家族<sup>かぞく</sup>へのより一層<sup>よりいっそう</sup>の支援<sup>しえん</sup>体制<sup>たいせい</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>を図る。

【推進施策】  
 ①子ども<sup>こども</sup>の発達<sup>はつたつ</sup>支援<sup>しえん</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup> ⑤障がい<sup>しょうがい</sup>児<sup>こ</sup>支援<sup>しえん</sup>体制<sup>たいせい</sup>の基盤<sup>きばん</sup>整備<sup>せいび</sup>  
 ②家族<sup>かぞく</sup>への支援<sup>しえん</sup> ⑥特別な<sup>とくべつ</sup>支援<sup>しえん</sup>が必要な<sup>ひつよう</sup>子ども<sup>こども</sup>への支援<sup>しえん</sup>  
 ③福祉<sup>ふくし</sup>、保育<sup>ほいく</sup>、保健<sup>ほけん</sup>、医療<sup>いりょう</sup>、教育<sup>きょういく</sup>、就労<sup>しゅうろう</sup>支援<sup>しえん</sup>等<sup>など</sup>の関<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>と連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>した支援<sup>しえん</sup>  
 ④地域<sup>ちいき</sup>社会<sup>しゃかい</sup>への参加<sup>さんか</sup>、インクルージョン<sup>いんくろーじょん</sup>（包容<sup>ほうよう</sup>）の推進<sup>すいしん</sup>

【主な取組】  
 1 関<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>担<sup>たん</sup>当<sup>とう</sup>職<sup>しやく</sup>員<sup>いん</sup>等<sup>とう</sup>を対<sup>たい</sup>象<sup>しょう</sup>と<sup>して</sup>した専<sup>せん</sup>門<sup>もん</sup>的<sup>てき</sup>研<sup>けん</sup>修<sup>しゅう</sup>（中<sup>ちゅう</sup>核<sup>かく</sup>的<sup>てき</sup>施<sup>せ</sup>設<sup>せつ</sup>設<sup>せつ</sup>置<sup>ちやく</sup>促<sup>そく</sup>進<sup>しん</sup>、家<sup>か</sup>族<sup>ぞく</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>、教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>と<sup>の</sup>連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>等<sup>とう</sup>）の实<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>  
 2 障がい<sup>しょうがい</sup>児<sup>こ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>等<sup>とう</sup>に係<sup>かか</sup>る啓<sup>けい</sup>発<sup>はつ</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>の实<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>  
 3 家<sup>か</sup>族<sup>ぞく</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>の实<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>  
 4 発<sup>はつ</sup>達<sup>たつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>推<sup>すい</sup>進<sup>しん</sup>協<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>会<sup>かい</sup>の開<sup>かい</sup>催<sup>さい</sup>

【関連する成果目標等】

項 目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
児 <sup>じ</sup> 童 <sup>どう</sup> 発 <sup>はつ</sup> 達 <sup>たつ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> セ <sup>せん</sup> タ <sup>ター</sup> （市 <sup>し</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 村 <sup>むら</sup> 中 <sup>ちゅう</sup> 核 <sup>かく</sup> 子 <sup>こ</sup> も <sup>も</sup> 発 <sup>はつ</sup> 達 <sup>たつ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> セ <sup>せん</sup> タ <sup>ター</sup> を <sup>を</sup> 含 <sup>くわ</sup> む）の <sup>の</sup> 設 <sup>せつ</sup> 置 <sup>ちやく</sup>	21 か所	10 か所 (2 か所重複)		
うち児 <sup>じ</sup> 童 <sup>どう</sup> 発 <sup>はつ</sup> 達 <sup>たつ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> セ <sup>せん</sup> タ <sup>ター</sup> の <sup>の</sup> 設 <sup>せつ</sup> 置 <sup>ちやく</sup>	(21 か所)	(8 か所)		
うち市 <sup>し</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 村 <sup>むら</sup> 中 <sup>ちゅう</sup> 核 <sup>かく</sup> 子 <sup>こ</sup> も <sup>も</sup> 発 <sup>はつ</sup> 達 <sup>たつ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> セ <sup>せん</sup> タ <sup>ター</sup> の <sup>の</sup> 設 <sup>せつ</sup> 置 <sup>ちやく</sup>		(4 か所)		
保 <sup>ほ</sup> 育 <sup>いく</sup> 所 <sup>じやう</sup> 等 <sup>ほう</sup> 訪 <sup>ほう</sup> 問 <sup>もん</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 事 <sup>じ</sup> 業 <sup>ぎょう</sup> 所 <sup>じやう</sup> 数 <sup>すう</sup>	21 か所	14 か所		

【工程表】

取組	H30	R1	R2
1	関 <sup>かん</sup> 係 <sup>けい</sup> 機 <sup>き</sup> 関 <sup>かん</sup> 担 <sup>たん</sup> 当 <sup>とう</sup> 職 <sup>しやく</sup> 員 <sup>いん</sup> 等 <sup>とう</sup> を対 <sup>たい</sup> 象 <sup>しょう</sup> と <sup>して</sup> した専 <sup>せん</sup> 門 <sup>もん</sup> 的 <sup>てき</sup> 研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> （中 <sup>ちゅう</sup> 核 <sup>かく</sup> 的 <sup>てき</sup> 施 <sup>せ</sup> 設 <sup>せつ</sup> 設 <sup>せつ</sup> 置 <sup>ちやく</sup> 促 <sup>そく</sup> 進 <sup>しん</sup> 、家 <sup>か</sup> 族 <sup>ぞく</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 、教 <sup>きょう</sup> 育 <sup>いく</sup> と <sup>の</sup> 連 <sup>れん</sup> 携 <sup>けい</sup> 等 <sup>とう</sup> ）の实 <sup>じつ</sup> 施 <sup>し</sup>	関 <sup>かん</sup> 係 <sup>けい</sup> 機 <sup>き</sup> 関 <sup>かん</sup> 担 <sup>たん</sup> 当 <sup>とう</sup> 職 <sup>しやく</sup> 員 <sup>いん</sup> 等 <sup>とう</sup> を対 <sup>たい</sup> 象 <sup>しょう</sup> と <sup>して</sup> した専 <sup>せん</sup> 門 <sup>もん</sup> 的 <sup>てき</sup> 研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> （中 <sup>ちゅう</sup> 核 <sup>かく</sup> 的 <sup>てき</sup> 施 <sup>せ</sup> 設 <sup>せつ</sup> 設 <sup>せつ</sup> 置 <sup>ちやく</sup> 促 <sup>そく</sup> 進 <sup>しん</sup> 、家 <sup>か</sup> 族 <sup>ぞく</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 、教 <sup>きょう</sup> 育 <sup>いく</sup> と <sup>の</sup> 連 <sup>れん</sup> 携 <sup>けい</sup> 等 <sup>とう</sup> ）の实 <sup>じつ</sup> 施 <sup>し</sup>	関 <sup>かん</sup> 係 <sup>けい</sup> 機 <sup>き</sup> 関 <sup>かん</sup> 担 <sup>たん</sup> 当 <sup>とう</sup> 職 <sup>しやく</sup> 員 <sup>いん</sup> 等 <sup>とう</sup> を対 <sup>たい</sup> 象 <sup>しょう</sup> と <sup>して</sup> した専 <sup>せん</sup> 門 <sup>もん</sup> 的 <sup>てき</sup> 研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> （中 <sup>ちゅう</sup> 核 <sup>かく</sup> 的 <sup>てき</sup> 施 <sup>せ</sup> 設 <sup>せつ</sup> 設 <sup>せつ</sup> 置 <sup>ちやく</sup> 促 <sup>そく</sup> 進 <sup>しん</sup> 、家 <sup>か</sup> 族 <sup>ぞく</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 、教 <sup>きょう</sup> 育 <sup>いく</sup> と <sup>の</sup> 連 <sup>れん</sup> 携 <sup>けい</sup> 等 <sup>とう</sup> ）の实 <sup>じつ</sup> 施 <sup>し</sup>
2	障がい <sup>しょうがい</sup> 児 <sup>こ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 等 <sup>とう</sup> に係 <sup>かか</sup> る研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> 会 <sup>かい</sup> やフ <sup>ふ</sup> ォ <sup>お</sup> ー <sup>お</sup> ラ <sup>ら</sup> ム <sup>む</sup> の <sup>の</sup> 開 <sup>かい</sup> 催 <sup>さい</sup>	障がい <sup>しょうがい</sup> 児 <sup>こ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 等 <sup>とう</sup> に係 <sup>かか</sup> る研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> 会 <sup>かい</sup> やフ <sup>ふ</sup> ォ <sup>お</sup> ー <sup>お</sup> ラ <sup>ら</sup> ム <sup>む</sup> の <sup>の</sup> 開 <sup>かい</sup> 催 <sup>さい</sup>	障がい <sup>しょうがい</sup> 児 <sup>こ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 等 <sup>とう</sup> に係 <sup>かか</sup> る研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> 会 <sup>かい</sup> やフ <sup>ふ</sup> ォ <sup>お</sup> ー <sup>お</sup> ラ <sup>ら</sup> ム <sup>む</sup> の <sup>の</sup> 開 <sup>かい</sup> 催 <sup>さい</sup>
3	ペア <sup>ぱ</sup> レ <sup>れん</sup> ト <sup>と</sup> メン <sup>めん</sup> タ <sup>ター</sup> の <sup>の</sup> 養 <sup>よう</sup> 成 <sup>せい</sup> 研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> 、フ <sup>ふ</sup> ォ <sup>お</sup> ー <sup>お</sup> ラ <sup>ら</sup> ム <sup>む</sup> 及 <sup>および</sup> 相 <sup>そう</sup> 談 <sup>だん</sup> 派 <sup>ぱ</sup> 遣 <sup>せん</sup> の <sup>の</sup> 实 <sup>じつ</sup> 施 <sup>し</sup>	ペア <sup>ぱ</sup> レ <sup>れん</sup> ト <sup>と</sup> メン <sup>めん</sup> タ <sup>ター</sup> の <sup>の</sup> 養 <sup>よう</sup> 成 <sup>せい</sup> 研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> 、フ <sup>ふ</sup> ォ <sup>お</sup> ー <sup>お</sup> ラ <sup>ら</sup> ム <sup>む</sup> 及 <sup>および</sup> 相 <sup>そう</sup> 談 <sup>だん</sup> 派 <sup>ぱ</sup> 遣 <sup>せん</sup> の <sup>の</sup> 实 <sup>じつ</sup> 施 <sup>し</sup>	ペア <sup>ぱ</sup> レ <sup>れん</sup> ト <sup>と</sup> メン <sup>めん</sup> タ <sup>ター</sup> の <sup>の</sup> 養 <sup>よう</sup> 成 <sup>せい</sup> 研 <sup>けん</sup> 修 <sup>しゅう</sup> 、パ <sup>ぱ</sup> ン <sup>ん</sup> フ <sup>ふ</sup> レ <sup>れ</sup> ッ <sup>つ</sup> ト <sup>と</sup> 配 <sup>はい</sup> 布 <sup>ふ</sup> 等 <sup>とう</sup> の <sup>の</sup> 普 <sup>はい</sup> 及 <sup>および</sup> 啓 <sup>けい</sup> 発 <sup>はつ</sup> 活 <sup>かつ</sup> 動 <sup>どう</sup> 及 <sup>および</sup> 相 <sup>そう</sup> 談 <sup>だん</sup> 派 <sup>ぱ</sup> 遣 <sup>せん</sup> の <sup>の</sup> 实 <sup>じつ</sup> 施 <sup>し</sup>
4	発 <sup>はつ</sup> 達 <sup>たつ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 推 <sup>すい</sup> 進 <sup>しん</sup> 協 <sup>かい</sup> 議 <sup>ぎ</sup> 会 <sup>かい</sup> の <sup>の</sup> 開 <sup>かい</sup> 催 <sup>さい</sup>	発 <sup>はつ</sup> 達 <sup>たつ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 推 <sup>すい</sup> 進 <sup>しん</sup> 協 <sup>かい</sup> 議 <sup>ぎ</sup> 会 <sup>かい</sup> の <sup>の</sup> 開 <sup>かい</sup> 催 <sup>さい</sup>	発 <sup>はつ</sup> 達 <sup>たつ</sup> 支 <sup>し</sup> 援 <sup>えん</sup> 推 <sup>すい</sup> 進 <sup>しん</sup> 協 <sup>かい</sup> 議 <sup>ぎ</sup> 会 <sup>かい</sup> の <sup>の</sup> 開 <sup>かい</sup> 催 <sup>さい</sup>

とりくみじょうきょう  
【取組状況】

とりくみ 取組	H30	R1	R2
1	<p>じゅうそうてき しえんたいせいせいび 【重層的な支援体制整備】</p> <p>しやう じしえん かか ちいき ○障がい児支援に係る地域 ちゆうかくてきせつけんしゆう の中核的施設研修 はったつしやう しえんかんけいしよくいん (発達障がい支援関係職員 せんもんけんしゆう じっし がつ 専門研修の実施)(7月)</p> <p>ちいき れんけいしえんたいせいこうちく 【地域の連携支援体制構築】</p> <p>どうりつしせつせんもんしえんじぎやう ○道立施設専門支援事業の じっし かい 実施(51回)</p> <p>はったつしえんかんけいしよくいんじっせんけん ○発達支援関係職員実践研 しゆう じっし ちいき かい 修の実施(14地域17回)</p> <p>はったつしえんけんしゆうかい かいさい ○発達支援研修会の開催 が (1月)</p> <p>ちいき せんもんでききのうきやうか 【地域の専門的機能強化】</p> <p>なんちやうじしえんじぎやう じっし ○難聴児支援事業の実施 き そけんしゆう がつ ・基礎研修(10月) じっせんけんしゆう じぎやうしやうせいけんしゆう ・実践研修(事業所養成研修 かい こべつりやういくけんしゆう かい 5回、個別療育研修6回)</p>	<p>じゅうそうてき しえんたいせいせいび 【重層的な支援体制整備】</p> <p>しやう じしえん かか ちいき ○障がい児支援に係る地域 ちゆうかくてきせつけんしゆう の中核的施設研修 はったつしやう しえんかんけいしよくいん (発達障がい支援関係職員 せんもんけんしゆう じっし がつ 専門研修の実施)(10月)</p> <p>ちいき れんけいしえんたいせいこうちく 【地域の連携支援体制構築】</p> <p>どうりつしせつせんもんしえんじぎやう ○道立施設専門支援事業の じっし かいやてい 実施(55回予定)</p> <p>はったつしえんかんけいしよくいんじっせんけん ○発達支援関係職員実践研 しゆう じっし ちいき かい 修の実施(14地域14回)</p> <p>はったつしえんけんしゆうかい かいさい ○発達支援研修会の開催 が (1月)</p> <p>ちいき せんもんでききのうきやうか 【地域の専門的機能強化】</p> <p>なんちやうじしえんじぎやう じっし ○難聴児支援事業の実施 き そけんしゆう がつ ・基礎研修(11月) じっせんけんしゆう じぎやうしやうせいけんしゆう ・実践研修(事業所養成研修 かいやてい こべつりやういくけんしゆう 10回予定、個別療育研修 かいやてい 14回予定)</p>	
2	<p>しやう じしえん りかいそくしん 【障がい支援の理解促進】</p> <p>はったつしやう しやしえん かんが ○発達障がい者支援を考 どうみん える道民フォーラムの かいさい がつ 開催(10月)</p>	<p>しやう じしえん りかいそくしん 【障がい支援の理解促進】</p> <p>はったつしやう しやしえん かんが ○発達障がい者支援を考 どうみん える道民フォーラムの かいさい がつ 開催(10月)</p>	
3	<p>かぞくしえんたいせい じゆうじつ 【家族支援体制の充実】</p> <p>ようせいけんしゆう ○ペアレントメンター養成研修 き そけんしゆう てしおちやう ・基礎研修:天塩町 じっせんけんしゆう てしおちやう とまこまいし ・実践研修:天塩町、苫小牧市 かいさい がつ ・フォーラムの開催(3月)</p>	<p>かぞくしえんたいせい じゆうじつ 【家族支援体制の充実】</p> <p>ようせいけんしゆう ○ペアレントメンター養成研修 き そけんしゆう なかしべつちやう ・基礎研修:中標津町 じっせんけんしゆう なかしべつちやう あさひかわし ・実践研修:中標津町、旭川市 かいさい がつやてい ・フォーラムの開催(3月予定)</p>	
4	<p>しやう じしえん じつたいはあくとう 【障がい児支援の実態把握等】</p> <p>はったつしえんすいしんきやうぎかい かい ○発達支援推進協議会の開 さい かい 催(2回)</p>	<p>しやう じしえん じつたいはあくとう 【障がい児支援の実態把握等】</p> <p>はったつしえんすいしんきやうぎかい かい ○発達支援推進協議会の開 さい かいやてい 催(2回予定)</p>	

【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）	
<p>1. 地域連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの重度化・重複化や多様化に対応した支援を行うため、児童発達支援センターと同等の機能を持つ「市町村中核子ども発達支援センター」の設置し、地域連携体制の整備を推進することとしている。</li> <li>このため、同センターにおいて、地域の事業所や関係機関の専門的機能を強化する研修会の開催や、道立施設等の専門職員の派遣による個別支援のための技術付与等の取組を実施する。</li> </ul> <p>2. 難聴児支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主として難聴児を支援する事業所が道内にないため、聾学校に通えない地域に住む難聴児は支援が受けられていない状況にある。</li> <li>このため、地域で療育にあたる事業所に対して聾学校の教諭や道立施設の言語聴覚士を派遣する「難聴児支援派遣研修事業」を実施し、地域で難聴児が通う保育所や発達支援事業所の療育の質の向上を図る。</li> </ul>	
評価（R元年度施策推進審議会での意見）	
評価区分（※）	市町村中核子ども発達支援センターの設置を進めるためには、市町村に対する道からの働きかけが必要である。
C	
改善の方向性（R元年度施策推進審議会での意見）	
各地域において、専門的機能の強化や地域連携体制の整備など市町村中核子ども発達支援センターの役割や必要性について理解が進むよう、今後とも引き続き中核的施設の役割や人材育成に関する研修等を実施する。	

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

■令和元年実績・取組について

課題と今後の対応（案）	
.	
評価（R2年度施策推進審議会での意見）	
評価区分	
改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）	
.	

令和2年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

.

評価（R3年度施策推進審議会での意見）

評価区分

改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）

.

【備考】

第5期 北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援	担当：障がい者保健福祉課 制度G・社会参加G
-----------------------------------	---------------------------

【目的】  
発達障がいのある人への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図る。

- 【推進施策】
- ① 発達障がいのある人への支援の充実
  - ② 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援
  - ③ 難病等である人への支援

【主な取組】

- 1 発達支援推進協議会の開催
- 2 発達障害者支援センターによる啓発事業の実施、地域の相談支援体制づくりの推進
- 3 医療的ケア児等支援に係る圏域・市町村の協議の場の設置
- 4 医療的ケア児等の支援を行う事業所の増加に向けた取組
- 5 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

【関連する成果目標等】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所	21 か所	7 か所		
主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業所	21 か所	8 か所		
医療的ケア児等支援の協議の場（圏域）	21 か所	21 か所		
医療的ケア児等支援の協議の場（市町村）	118 か所	53 か所		

【工程表】

取組	H30	R1	R2
1	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催
2	発達障害者支援センターによる関係機関や地域住民への研修、啓発事業の実施	発達障害者支援センターによる関係機関や地域住民への研修、啓発事業の実施	発達障害者支援センターによる関係機関や地域住民への研修、啓発事業の実施
3	圏域・市町村に協議の場を設置	圏域・市町村の協議の場で協議	圏域・市町村の協議の場で協議
4	事業所増への働きかけ・支援等	事業所増への働きかけ・支援等	事業所増への働きかけ・支援等
5	コーディネーター養成研修実施	コーディネーター養成研修実施	コーディネーター養成研修実施

とりくみじょうきょう  
【取組状況】

とくみ 取組	H30	R1	R2
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援推進協議会の開催 (2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援推進協議会の開催 (2回予定)</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センターによる関係機関や地域住民への研修、啓発事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センターによる関係機関や地域住民への研修、啓発事業の実施</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域の協議の場設置</li> <li>市町村への設置を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域での協議</li> <li>市町村への設置を推進</li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に向けた働きかけを実施</li> <li>医療的ケア児者の状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に向けた働きかけを実施</li> <li>市町村に「医療的ケア児者の実態調査の参考例」を送付</li> <li>医療的ケア児者の状況調査</li> <li>医療的ケア児者の受入事業所調査実施</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーター養成研修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーター養成研修実施</li> </ul>	

ひょうか かいぜん  
【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応(案)

①発達障がいとは、個々によりその特性が異なり、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要であるが、市町村をはじめとして、発達障がいのある人やその家族にとって身近な関係機関の専門的機能が十分ではない場合があることから、発達障害者支援センターによる関係機関等への助言や地域住民に対する研修や啓発を行い、発達障がいへの理解を深める取組と地域の相談支援体制づくりを推進する。

②平成30年に初めて医療的ケア児について調査を実施したが、市町村においては十分に把握していない状況があった。市町村において地域の医療的ケア児者の状況や支援体制を把握していなければ、必要な支援体制の構築に繋がらないことから、道としては、医療的ケア児者等調査及び受入事業所調査を実施し、市町村等へ情報提供するなど、圏域及び市町村において医療的ケア児者への支援について協議をするよう支援を図っていく。

ひょうか もとねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
評価（R元年度施策推進審議会での意見）

ひょうかくぶん  
評価区分（※）

B

- ①地域の関係機関に対して、各発達障害者支援センターの専門性を活かした支援に取り組む必要がある。
- ②医療的ケア児の状況や地域資源の把握に取り組む必要がある。

かいぜん ほうこうせい もとねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
改善の方向性（R元年度施策推進審議会での意見）

- ①発達障害者支援センターによる関係機関等への助言や地域住民に対する研修や啓発を行い、発達障がいへの理解を深める取組と地域の相談支援体制づくりを推進する。
- ②引き続き、医療的ケア児・重症心身障がい児者の状況調査や、受入事業所の調査を実施するなど地域資源を把握しながら、地域における協議を促進していく。

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

令和元年実績・取組について

かだい こんご たいおう あん  
課題と今後の対応（案）

ひょうか ねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
評価（R2年度施策推進審議会での意見）

ひょうかくぶん  
評価区分

かいぜん ほうこうせい ねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）

令和2年度実績・取組について

かだい こんご たいおう あん  
課題と今後の対応（案）

ひょうか ねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
評価（R3年度施策推進審議会での意見）

ひょうかくぶん  
評価区分

かいぜん ほうこうせい ねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）

ひこう  
【備考】

第 5 期 北海道 障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 8 精神保健福祉・医療施策の充実 担当：障がい者保健福祉課精神保健G

【目的】

精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する。

【推進施策】

- ① 地域生活を支える体制の整備
- ② 保健・医療の推進

【主な取組】

- 1 各圏域に設置する精神障がい者地域生活支援センターにおいて精神科病院における長期入院患者の退院促進及び退院後の患者の地域生活定着に向けた支援を行う。
- 2 精神障がい者の地域生活に係る重層的な支援を行うことを目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を各市町村に設置するため、広域調整等の支援を行う。
- 3 ひきこもり当事者、高次脳機能障がい者及び依存症患者等への支援や自殺対策を含む精神保健全般に係る啓発については、第4期北海道障がい福祉計画のもとで実施してきた施策を引き継ぎ継続して進める。

【関連する成果目標等】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
入院後3ヶ月時点の退院率	69%	国調査により 5月公表予定		
入院後6ヶ月時点の退院率	84%	国調査により 5月公表予定		
入院後1年時点の退院率	90%	国調査により 5月公表予定		
精神病床における65歳以上の入院1年以上の長期入院患者数	6,924人	6,952人		
精神病床における65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	3,675人	3,516人		
協議の場（市町村）	179か所	75か所		

【工程表】

とりにくみ 取組	H30	R1	R2
1	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施
2	各市町村の協議の場設置に向けた支援方法の策定	各市町村の協議の場設置に向けた支援方法の策定	各市町村の協議の場設置
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築</li> <li>・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実</li> <li>・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築</li> <li>・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実</li> <li>・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築</li> <li>・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実</li> <li>・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。</li> </ul>

【取組状況】

とりにくみ 取組	H30	R1	R2
1	精神障がい者地域生活支援センターを21障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行・地域定着支援を実施。 ・協議の場の設置 (21箇所58回) ・ピアサポーターの育成・活用(登録数92名) ・精神科病院への支援 ・居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動等	精神障がい者地域生活支援センターを21障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行・地域定着支援を実施。 ・協議の場の設置 ・ピアサポーターの育成・活用 ・精神科病院への支援 ・居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動等	
2	国の調査を活用した、各市町村の協議の場設置状況の把握	国の調査を活用した、各市町村の協議の場設置状況の把握及び課題分析	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、各地域において相談会・研修会を実施。(19箇所)</li> <li>・保健所における相談支援や地域生活を支援するため、就労、在宅生活等の利用支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、各地域において相談会・研修会を実施。</li> <li>・保健所における相談支援や地域生活を支援するため、就労、在宅生活等の利用支援を実施。</li> </ul>	

ほっかいどう じさつ たいさく れんらく かいぎ ・北海道自殺対策連絡会議（1 かい およ じさつ たいさく ちいき れんらく 回）及び自殺対策地域連絡 かいぎ かい かいさい 会議（25回）の開催。	ほっかいどう じさつ たいさく れんらく かいぎ ・北海道自殺対策連絡会議 およ じさつ たいさく ちいき れんらく かいぎ 及び自殺対策地域連絡会議の かいさい 開催。
---	--

【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

・精神障がい者地域生活支援センターへの相談件数は増加傾向にあるが、入院患者の退院を  
 進めた結果、現状、長期入院しているのは重度の患者が多くなっており、地域移行した人数の  
 増加率は減少傾向ある。引き続き、精神障がい者地域生活支援センターの活動を継続的に行い、  
 長期入院患者が地域移行できるように進めていく。また、一時的に退院をしても再入院になる  
 方もいることから、地域で住みやすい環境を整備できるよう、地域住民への普及啓発活動等を  
 行い、地域定着支援についても継続していく。

・各市町村の協議の場設置に向けた支援については、未設置市町村の課題分析を行い、既に設置済  
 の市町村の好事例などを情報提供していく。

・ひきこもり、高次脳機能障がい、依存症対策及び自殺対策支援については、引き続き取組を継続  
 していく。

評価（R元年度施策推進審議会での意見）

評価区分(※) より効果的な支援を実施するため、関係機関との連携を密にし、成果目標達成  
 に向けて、事業を継続する必要がある。

**B**

改善の方向性（R元年度施策推進審議会での意見）

各市町村で協議の場を設置できるよう、精神障がい者地域生活支援センターの圏域会議等を活用  
 し、整備状況や好事例の情報提供を行い、市町村への支援を行う。

また、ひきこもり支援については、関係機関等と連携し、地域のサポート体制づくりを行う。

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

■令和元年実績・取組について

課題と今後の対応（案）

・

評価（R2年度施策推進審議会での意見）

評価区分

・

改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）

・

れいわ ねんどじっせき とりくみ  
 ■令和2年度実績・取組について

かだい ごんご たいおう あん  
 課題と今後の対応（案）

.

ひょうか ねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
 評価（R3年度施策推進審議会での意見）

ひょうかくぶん  
 評価区分

.

かいぜん ほうこうせい ねんどしさくすいしんしんぎかい いけん  
 改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）

.

び こう  
 【備考】

第 5 期 北海道 障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 9 就労支援施策の充実・強化 担当：障がい者保健福祉課社会参加G

【目的】

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進する。

【推進施策】

- ① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
- ② 一般就労の推進
- ③ 多様な就労の機会の確保
- ④ 福祉的就労の底上げ

【主な取組】

- 1 働く障がい者に対する社会全体での応援体制づくりのための「障がい者就労支援企業認証制度」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」の推進
- 2 障がい者就労施設等の受注機会増大のための優先調達の推進及び市町村への働きかけ
- 3 関係機関のネットワーク充実のための北海道障害者雇用支援合同会議の開催
- 4 就労支援サービスの質の向上のための自己評価制度の導入
- 5 農福連携の取組など地域における新たな業態、業種の開拓・確保
- 6 工賃向上のための指定法人制度の推進

【関連する成果目標等】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
年間一般就労者数	1,343人	1,111人		
就労移行支援事業利用者数	2,072人	1,740人		
就労移行率3割以上の事業所の割合	50%	50.3%		
就労定着支援事業による職場定着率	80%	(調査中)		
平均工賃月額	30,610円	18,966円		
工賃向上計画を策定する事業所の割合	100%	94%		
企業認証制度登録企業数	220社	182社		
優先調達方針を策定する市町村数	全市町村	145市町村		

【工程表】

とりにくみ 取組	H30	R1	R2
1	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のPR	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のPR	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のPR
2	道庁各部署への障がい者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定の働きかけ	道庁各部署への障がい者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定の働きかけ	道庁各部署への障がい者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定の働きかけ
3	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整
4	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化
5	農業等の就労事例の周知及び取組の促進	農業等の就労事例の周知及び取組の促進	農業等の就労事例の周知及び取組の促進
6	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援

【取組状況】

とりにくみ 取組	H30	R1	R2
1	パネル展やブックフェア等での「企業認証制度」(182社)及び「アクション」(585社)のPR	パネル展やブックフェア等での「企業認証制度」(190社)及び「アクション」(586社)のPR	
2	道庁各部署への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きかけ(145市町村)	道庁各部署への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きかけ(145市町村)	
3	総合評価競争入札制度の見直し	一般就労を推進するための施策の検討 ※雇用支援会議は、全庁方針により非常設とした。	
4	利用者の利便性向上のための自己評価結果の開示促進	利用者の利便性向上のための自己評価結果の開示促進	

5	ノウフクマルシェ（4回） のうふく りんふく や農福・林福セミナーの かいさい のうふくれんけい いしきちようさ 開催、農福連携意識調査の じっし 実施	ノウフクマルシェ（6回） かいさい のうふく すいふくれんけい の開催や農福・水福連携マ ッティング事業の実施、成果 ほうこくかい かいさい 報告会の開催	
6	ふくすうじぎょうしよ きようどうしやうひん 複数事業所での共同商品 かいほつしえん おおがたしやうぎやうしせつ 開発支援や大型商業施設 はんばいかい かいさい での販売会の開催（24回）	ふくすうじぎょうしよ きようどうしやうひん 複数事業所での共同商品 かいほつしえん おおがたしやうぎやうしせつ 開発支援や大型商業施設 はんばいかい かくだい での販売会の拡大（25回）	

【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）	
①取組5について、障がい者の新たな就労の場の創出のため、農林水産業と福祉の連携による農福連携などに取り組んだ。今後は、農福連携に加え、水福連携などにも一層取り組んでいく。	
評価（R元年度施策推進審議会での意見）	
評価区分（※）	○農福・水福連携などによる就労の場の創出などに一層取りくむ必要がある。
A	
改善の方向性（R元年度施策推進審議会での意見）	
○農福・水福連携などの実施拡大に向けた施策を検討する。	

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

■令和元年実績・取組について

課題と今後の対応（案）	
.	
評価（R2年度施策推進審議会での意見）	
評価区分	
改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）	
.	

令和2年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

.

評価（R3年度施策推進審議会での意見）

評価区分

改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）

.

【備考】

第 5 期 北海道 障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 10 人材の養成・確保及びサービスの質の向上 担当：障がい者保健福祉課制度G

【目的】

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努める。  
また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図る。

【推進施策】

- ① 人材の養成・確保
- ② サービスの質の向上

【主な取組】

- 1 サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、サービス提供の中核を担うサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の養成や、強度行動障害などの障害特性に応じた適切な支援ができる者の養成
- 2 サービス管理責任者や相談支援従事者等の資質の向上を図るため、身近な地域でのフォローアップ研修の実施
- 3 北海道自立支援協議会を活用した研修体制や内容等の検討
- 4 利用者が適切にサービスを選択できるよう障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表
- 5 サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用

【関連する成果目標等】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
	目標値の設定なし			

【工程表】

取組	H30	R1	R2
1	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成
2	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施
3	北海道自立支援協議会を活用した研修体制や内容等の検討	北海道自立支援協議会を活用した研修体制や内容等の検討	北海道自立支援協議会を活用した研修体制や内容等の検討
4	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表

5	サービス利用に関する苦情 解決制度や福祉サービスの 評価制度の適正な活用の 周知	サービス利用に関する苦情 解決制度や福祉サービスの 評価制度の適正な活用の 周知	サービス利用に関する苦情 解決制度や福祉サービスの 評価制度の適正な活用の 周知
---	---	---	---

【取組状況】

取組	H30	R1	R2
1	相談支援専門員、サービス 管理責任者及び児童発達 支援管理責任者等養成研修 の実施(受講総定員2,896名)	相談支援専門員、サービス 管理責任者及び児童発達 支援管理責任者等養成研修 の実施	
2	フォローアップ研修の実施	フォローアップ研修の実施	
3	北海道自立支援協議会人材 育成部会での研修体制や 内容等の検討	北海道自立支援協議会人材 育成部会での研修体制や 内容等の検討	
4	指定障害児通所支援事業所 ・入所施設一覧の公表	指定障害児通所支援事業所 ・入所施設一覧の公表	
5	国の制度を活用した苦情 解決制度・評価制度の周知	国の制度を活用した苦情 解決制度・評価制度の周知	

【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応(案)	<p>・各研修とも、近年受講希望者数が増加しており、ニーズを踏まえた研修定員を確保する体制の整備が必要である。そのため、指定研修事業者への定員増の協力要請や、道における講師養成の取組の検討を行う。</p> <p>・利用者に対して適切で良質なサービスが提供されるためには、障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要であるため、各振興局において、障害福祉サービス事業者等の指定にあたり指導を行うとともに、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知を行う。</p>
評価 (R元年度施策推進審議会での意見)	
評価区分(※)	安定したサービスが提供されるためには、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成及び障害福祉サービスの質の向上が重要なので、人材の養成やサービスの質の向上に向け取り組む必要がある。
改善の方向性 (R元年度施策推進審議会での意見)	<p>・受講希望者のニーズを踏まえた研修定員を確保するよう努める。</p> <p>・各振興局において、障害福祉サービス事業者等の指定における審査を適切に行うほか、指定後の事業者に対して指導・助言を行うとともに、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知を行う。</p>

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

れいわ ねんじっせき とりくみ  
**令和元年実績・取組について**

<small>かだい こんご たいおう あん</small> 課題と今後の対応（案）	
・	
<small>ひょうか ねんどし さくすい しんしんぎかい いけん</small> 評価（R2年度施策推進審議会での意見）	
<small>ひょうか ぶん</small> 評価区分	
<small>かいぜん ほうこうせい ねんどし さくすい しんしんぎかい いけん</small> 改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）	
・	

れいわ ねんじっせき とりくみ  
**令和2年度実績・取組について**

<small>かだい こんご たいおう あん</small> 課題と今後の対応（案）	
・	
<small>ひょうか ねんどし さくすい しんしんぎかい いけん</small> 評価（R3年度施策推進審議会での意見）	
<small>ひょうか ぶん</small> 評価区分	
<small>かいぜん ほうこうせい ねんどし さくすい しんしんぎかい いけん</small> 改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）	
・	

**【備考】**

第5期 北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】 11 安全確保に備えた地域づくりの推進 担当：障がい者保健福祉課社会参加G

【目的】

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進める。

【推進施策】

- ①安全確保に備えた地域づくりの推進
- 市町村における災害時要配慮者支援策の充実
- 共生による地域の体制づくりの推進
- 施設利用者などに対する災害時の支援策の推進

【主な取組】

- 1 災害時における障がい者等の支援策について、必要に応じて各種計画や手引き等における情報を更新し、市町村へ情報提供する。
- 2 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定推進（施設運営指導課）
- 3 市町村における福祉避難所の指定促進（総務課）

【関連する成果目標等】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		H30	R1	R2
	目標値の設定なし			

【工程表】

取組	H30	R1	R2
1	市町村への情報提供	市町村への情報提供	市町村への情報提供
2	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進
3	市町村と福祉避難所指定に向けた意見交換会の実施	市町村と福祉避難所指定に向けた意見交換会の実施	市町村と福祉避難所指定に向けた意見交換会の実施

とりくみじょうきょう  
【取組状況】

とりくみ 取組	H30	R1	R2
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者関係団体に「災害発生時における障がいのある方への支援に係るアンケート調査」を実施し、調査結果を各市町村・団体・道警へ情報提供</li> <li>避難支援計画の個別計画の策定や、要配慮者が参加できる防災訓練の実施について配慮を求める通知を发出</li> <li>避難所運営マニュアルや北海道地域防災計画に、避難所運営における障がい特性に応じた情報伝達について記載拡充。</li> <li>「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」において災害時の配慮について掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を各市町村へ配布。</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団指導等を活用した策定推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団指導等を活用した策定推進</li> <li>「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」の改訂</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と福祉避難所指定に向けた意見交換会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と福祉避難所指定に向けた意見交換会の実施</li> </ul>	

ひょうか かいぜん  
【評価・改善】

■平成30年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）	
平成30年度の胆振東部地震を受け、改めて災害時における障がい者への支援策について見直しが必要であることを認識したところ。 各災害の対策計画やマニュアルなどにおける障がい者への配慮事項について、必要な見直しを図っていく。	
評価（R元年度施策推進審議会での意見）	
評価区分（※）	胆振東部地震を踏まえた災害対応の見直しをすべきと考える。
<b>B</b>	
改善の方向性（R元年度施策推進審議会での意見）	
「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を活用して、周知を進める。	

※評価区分について A:適正、B:おおむね適正、C:遅れている

令和元年実績・取組について

課題と今後の対応（案）

・

評価（R2年度施策推進審議会での意見）

評価区分

・

改善の方向性（R2年度施策推進審議会での意見）

・

令和2年度実績・取組について

課題と今後の対応（案）

・

評価（R3年度施策推進審議会での意見）

評価区分

・

改善の方向性（R3年度施策推進審議会での意見）

・

【備考】